

※処理事項

発信年月日
通信日付印

確認

整理番号

事務所

区分

管理番号

申告区分

受付印

令和 年 月 日

法人番号

この申告の基礎となる申告書の修正・再修正による。

申告年月日

令和 年 月 日

所在地

(ふりがな)代表者氏名

期末現在の資本金の額(解散日現在の額)

兆 十億 百万 千 円

事業種目

(ふりがな)経理責任者氏名

資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの

非中小法人等

(電話)

期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額(解散日現在の額)

兆 十億 百万 千 円

期末現在の資本金等の額

兆 十億 百万 千 円

法人名

法人区分

イに掲げる法人

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の申告書

事業税

道府県民税

特別法人事業税

第一号に掲げる事業

第二号に掲げる事業

第三号に掲げる事業

特別法人事業税

所得割

所得金額総額

別表5

所得金額

付加価値額総額

付加価値額

資本割

資本金等の額総額

資本金等の額

収入割

収入金額総額

収入金額

所得割

所得金額総額

別表5

所得金額

付加価値額総額

付加価値額

資本割

資本金等の額総額

資本金等の額

収入割

収入金額総額

収入金額

合計事業税額

事業税の特
定寄附金税額控除額

差引事業税額

租税条約の実施に係る
事業税額の控除額

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業

所得割

資本金割

法第72条の2第1項第3号に掲げる事業

所得割

資本金割

⑤のうち見込納付額

差引

摘要

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額

法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額

法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額

合計特別法人事業税額

仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額

既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額

この申告により納付すべき特別法人事業税額

差引

資本金の額(外貨)

資本剰余金の額(外貨)

資本剰余金の額(外貨)

前事業年度の法人区分

イに掲げる法人

(使途秘匿金税額等)法人税法の規定によって計算した法人税額

試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額

還付法人税額等の控除額

退職年金等積立金に係る法人税額

課税標準となる法人税額

①+②-③+④

2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額

法人税割額

⑤又は⑥×100

道府県民税の特定寄附金税額控除額

税額控除超過額相当額の加算額

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額

外国の法人税等の額の控除額

仮装経理に基づく法人税割額の控除額

差引法人税割額

⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫

既に納付の確定した当期分の法人税割額

租税条約の実施に係る法人税割額の控除額

この申告により納付すべき法人税割額

⑬-⑭-⑮

均等割額

算定期間中において事務所等を有していた月数

円×17/12

既に納付の確定した当期分の均等割額

この申告により納付すべき均等割額

⑮-⑯

この申告により納付すべき道府県民税額

⑯+⑰

⑳のうち見込納付額

差引

⑳-㉑

特別区分の課税標準額

東場合都の⑦申告計算

同上に対する税額

⑳×100

市町村分の課税標準額

同上に対する税額

㉑×100

法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))

法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額

中間納付額

還付を受けようとする金融機関及び支払方法

口座番号(普通・当座)

法人税の期末現在の資本金等の額

法人税の当期の確定税額

決算確定の日

解散の日

残余財産の最後の分配又は引渡しの日

申告期限の延長の処分(承認)の有無

事業税

有・無

法人税

有・無

法人税の申告書の種類

青色・その他

この申告が中間申告の場合の計算期間

翌期の中間申告の要否

要・否

国外関連者の有無

有・無

署名

与税理士名

電話